

地下鉄7号線中間駅まちづくり方針有識者会議傍聴要領

1 趣旨

この要領は、地下鉄7号線中間駅まちづくり方針有識者会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する場合は、会議の開催予定時刻までに受付し、会議の座長の許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、開会の15分前から開始し、定員になり次第、受付終了とします。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

4 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道関係者による会議冒頭の写真撮影等は認めます。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、傍聴者等は、座長の指示に従ってください。
- (2) この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が定めることとします。

附 則

この要領は令和4年7月1日から施行し、令和5年3月31日に効力を失う。